

警察情報セキュリティ監査実施要領

平成19年11月30日

情管第3707号

警察本部長

警察情報セキュリティ監査実施要領の制定について（通達）

この度、警察情報セキュリティに関する規程（平成19年埼玉県警察本部訓令第40号）の施行に伴い、警察情報セキュリティ監査実施要領を別添のとおり定め、平成19年12月1日から実施することとしたから、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

警察情報セキュリティ監査実施要領

1 趣旨

この要領は、警察情報セキュリティに関する規程（平成19年埼玉県警察本部訓令第40号）第9条第2項の規定に基づき、警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する監査（以下「監査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 監査の種類

監査の種類は、通常監査と特別監査とする。

3 通常監査

(1) 実施計画

情報セキュリティ管理者は、年度ごとに実施計画を定め、警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を得るものとする。

(2) 実施の通知及び方法

情報セキュリティ管理者は、実施日、実施要領その他必要事項について、通常監査を受ける所属の長に通知するものとする。

(3) 監査官の指名等

ア 情報セキュリティ管理者は、通常監査の実施に当たって、警察本部の所属の課長補佐以上の職にある職員の中から監査官を指名するものとする。この場合において、監査を受ける職員とその監査を実施する職員を兼務させないほか、監査官の独立性が保たれるよう留意するものとする。

イ 情報セキュリティ管理者は、監査官の職務を補佐させるため、警察本部の所属の職員の中から監査補佐官を指名することができる。

ウ 監査官及び監査補佐官は、通常監査を実施するため必要と認める場合は、対象所属の職員に対し、説明、資料の提出又は指定する日時及び場所への出頭を求めることができる。

(4) 実施結果の報告及び通知

ア 監査官は、実施結果を取りまとめ、総合的に点検した上で、評価し、情報セキュリティ管理者に報告しなければならない。

イ 情報セキュリティ管理者は、実施結果に基づき、改善を求める事項その他必要と認め

る事項について、監査を受けた所属の長に通知するものとする。

また、監査を受けた所属以外の所属においても同種の課題若しくは問題点がある可能性が高い、又は緊急に同種の課題若しくは問題点があることを確認する必要があると判断した場合は、監査を受けた所属以外の所属の長に対し、同種の課題又は問題点の有無を確認するよう通知するものとする。

ウ 監査を受けた所属の長は、前記イの通知に改善事項があった場合は、速やかに必要な措置をとるものとする。

なお、速やかな措置が困難な事項については、その影響を低減させるための補完的な措置を検討した上で改善計画を策定し、措置結果又は改善計画を情報セキュリティ管理者に報告しなければならない。

エ 情報セキュリティ管理者は、実施結果、前記イの通知した事項及びウの講じた措置について、本部長に報告するものとする。

オ 前記イの通知を受けた監査を受けた所属以外の所属の長は、当該通知の内容を踏まえ、速やかに必要な措置をとり、その措置結果を情報セキュリティ管理者に報告するものとする。

4 特別監査

(1) 実施

情報セキュリティ管理者は、特に必要があると認める場合は、特別監査の対象となる所属、監査項目及び実施要領を定め、本部長の承認を得て特別監査を実施するものとする。

(2) 通常監査に関する規定の準用

前記3(3)及び(4)の規定は、特別監査について準用する。

実施日

この要領は、平成19年12月1日から実施する。

実施日（平成30年3月28日情管第667号）

この要領は、平成30年4月1日から実施する。